

藤枝市民会館の指定管理者の指定について

藤枝市民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民会館
指定管理者 静岡市駿河区中田本町59番2号
株式会社アス・藤枝オリコミピーアールグループ
代表者 株式会社アス 代表取締役社長 森 孝夫
指定の期間 平成27年12月1日から平成30年3月31日まで